

議第27号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）

の一部を次のように改正する。

別表 (15) の項を次のように改める。

(15) 建築基準法（昭和25年法律第 201 号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第 1 章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア）法第 3 条第 1 項第 3 号および第 4 号の規定による指定および認定に係る申請の受付 （イ）法第 6 条第 1 項（法第87条の 2 および第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付 （ウ）法第18条第 2 項（法第87条の 2 および第88条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付 イ 法第 3 章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア）法第42条第 1 項第 4 号および第 5 号ならびに第 3 項の規定による指定に係る申請の受付 （イ）法第43条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による建築の認定および許可に係る申請の受付 （ウ）法第44条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定による建築の許可等に係る申請の受付 （ニ）法第47条ただし書の規定による建築の許可に係る申請の受付 （オ）法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書および第14項ただし書（法第87条第 2 項および第 3 項ならびに第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に係る申請の受付	栗東市、甲賀市、 野洲市、湖南市、 高島市、米原市お よび町
---	---

- (カ) 法第51条ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物の敷地の位置の許可に係る申請の受付
- (キ) 法第52条第10項、第11項および第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付
- (ク) 法第53条第4項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請の受付
- (ケ) 法第53条第5項第3号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付
- (コ) 法第53条の2第1項第3号および第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可に係る申請の受付
- (カ) 法第55条第2項および第3項各号の規定による建築物の高さに関する特例の認定および建築物の高さの許可に係る申請の受付
- (シ) 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可に係る申請の受付
- (ス) 法第57条第1項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
- (セ) 法第57条の2第1項の規定による特例敷地に係る特例容積率の限度の指定に係る申請の受付
- (ソ) 法第57条の3第1項の規定による特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しに係る申請の受付
- (タ) 法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付
- (チ) 法第59条第1項第3号および第4項の規定による特例および建築物の各部分の高さの許可に係る申請の受付
- (ツ) 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率および各部分の高さに関する特例の許可に係る申請の受付
- (テ) 法第60条の2第1項第3号の規定による特例の許可に係る申請の受付
- (ト) 法第60条の3第1項第3号および第2項の規定による特例の許可に係る申請の受付
- (ナ) 法第67条の3第3項第2号および第5項第2号の規定による建築物の敷地面積および壁面の位置に関する特例の許可に係る申請の受付
- (ニ) 法第67条の3第9項第2号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付
- (ヌ) 法第68条第1項第2号、第2項第2号および第3項第2号の規定による特例の許可に係る申請の受付
- (ネ) 法第68条第5項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
- (ノ) 法第68条の3第1項から第4項までおよび第7項の規定による制限の適用除外に係る認定等に係る申請の受付
- (ハ) 法第68条の4の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
- (ヒ) 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受付
- (フ) 法第68条の5の3第2項の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付
- (ヘ) 法第68条の5の5第1項および第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

- (ハ) 法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定に係る申請の受付
- (ニ) 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付
- ウ 法第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 法第74条の2第3項の規定による建築協定に係る借地権の消滅等に係る届出の受付
 - (イ) 法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の廃止の認可に係る申請の受付
- エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 法第85条第5項および第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付
 - (イ) 法第86条第1項から第4項までの規定による1または2以上の建築物に関する特例の認定等に係る申請の受付
 - (ウ) 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請の受付
 - (ニ) 法第86条の5第2項および第3項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消し等に係る申請の受付
 - (オ) 法第86条の6第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
- オ 政令に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 政令第115条の2第1項第4号の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
 - (イ) 政令第131条の2第2項および第3項の規定による前面道路に関する認定に係る申請の受付
 - (ウ) 政令第137条の16第2号の規定による移転に関する認定に係る申請の受付
- カ 条例に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 条例第5条の2ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付
 - (イ) 条例第7条第2項ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付
 - (ウ) 条例第35条ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付
 - (ニ) 条例第36条の3第1項の規定による制限の緩和の認定に係る申請の受付
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法および条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表(15)の3の項中イを削り、ウをイとし、エからソまでをウからセまでとし、同表(23)の項中「および歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務」を「第6条第3項の規定による届出の受付」に改め、同項アからキまでを削り、同表(32)の3の項中カを削り、キをカとし、クからニまでをキからナまでとし、同表(64)の項イ中「の規定による特定建築物」を「（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物等」に改め、同項ウ中「アおよびイ」を「アからウまで」に改め、同項ウを同項エとし、同項イの次に次のように加える。

- ウ 法第22条の2第1項の規定による協定建築物の建築等お

よび維持保全の計画の認定に係る申請の受付

第2条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表(15)の項ア(イ)および(ウ)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項イ(ク)中「第53条第4項」の右に「および第5項」を加え、同項イ(ク)中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項イ(カ)中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項イ(ニ)中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項エに次のように加える。

(カ) 法第87条の3第5項および第6項の規定による興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。